

「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」の改正について

1. 今回改正の趣旨

自然環境と調和した地熱開発のより一層の促進を図るための考え方等を整理し、優良事例形成の円滑化を図ることを目的とし、平成27年3月に「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成に関する検討会」を設置（～7月30日。計4回開催。）。検討会最終回で得られた結論を踏まえ、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（平成24年3月27日付け環境省自然環境局長通知）を改正し、各地方環境事務所長及び各都道府県知事宛てに通知するもの。

2. 今回改正の概要

- (1) 第1種特別地域については、既存通知では地下部への傾斜掘削も認めないこととしていたが、本改正により、地表に影響がないこと等を条件に、地下部への傾斜掘削を認める（特別保護地区は地下部も認めない）。
- (2) 建築物の高さ規制については、風致景観への著しい支障が回避され、風致景観との調和が図られている場合に限り、13mにとらわれずに運用できることを明示する。

3. 過去の通知の概要

平成24年3月27日に自然環境局長通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」を発出し、規制緩和を実施。

（通知の概要）

- ・普通地域：個別に判断して認める。
- ・第2種及び第3種特別地域：優良事例の形成について検証を行い、真に優良事例としてふさわしいものは認める。公園外等からの傾斜掘削については個別に判断して認める。
- ・特別保護地区及び第1種特別地域：認めない（傾斜掘削による地下利用も認めない）。

※「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成に関する検討会」では、優良事例の円滑な形成のためには、

- ・開発の早期段階から自然環境に配慮した立地選定の検討を実施
- ・「立地選定段階」「建設段階」「操業段階」の各段階に応じた手法や精度による環境配慮の取組が重要との結論も得られており、本年度末までに取りまとめる「通知の解説」において具体的に解説する予定。